

し尿処理施設受入槽及び貯留槽清掃業務委託

仕様書

南那須地区広域行政事務組合

## 第1章 総 則

本仕様書は、南那須地区広域行政事務組合（以下「委託者」という。）が委託するし尿処理施設受入槽及び貯留槽清掃業務に適用する。清掃業務受託者（以下「受託者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令並びに契約書及び本仕様書に定める事項を遵守し、清掃業務を行うこと。

### 1 業務委託名

し尿処理施設受入槽及び貯留槽清掃業務委託

### 2 委託箇所

那須烏山市大桶444番地

南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター内

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月23日まで

### 4 一般事項

- (1) 業務に必要な機材・消耗品等は、全て受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施に当たり、受託者の責により、建物及び工作物等に損害を与えた時は賠償の責を負うものとする。
- (3) 受託者は、業務上必要と認められるとき(災害、火災、停電、断水等)は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告するものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後及び解除後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託者への作業日程等の連絡は十分余裕をもって行い、危害の発生の防止を図るとともに、当該作業に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- (6) 受託者は、常に現場の整理・整頓を励行し、発生する騒音、振動等については関係法令を遵守し、現場環境の保全に努めなければならない。
- (7) 委託者は、受託者の行う業務が本仕様書に適合しないと認められた場合は、受託者に対し適合するように指示することができる。
- (8) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の両者協議の上、これらの解決にあたるものとする。

## 第2章 概 要

### 1 委託内容

#### (1) 概要

し尿処理施設内の受入槽及び貯留槽内の汚泥及び沈砂物等を除去し、槽内を洗浄する。

#### (2) 清掃箇所、有効容量及び清掃回数

| 清掃箇所     | 有効容量                 | 清掃回数 |
|----------|----------------------|------|
| し尿沈砂槽    | 0.70m <sup>3</sup>   | 2回   |
| 浄化槽汚泥沈砂槽 | 0.70m <sup>3</sup>   | 2回   |
| し尿受入槽    | 10.00m <sup>3</sup>  | 2回   |
| 浄化槽汚泥受入槽 | 19.00m <sup>3</sup>  | 2回   |
| し尿貯留槽    | 65.00m <sup>3</sup>  | 2回   |
| 浄化槽汚泥貯留槽 | 110.00m <sup>3</sup> | 2回   |

#### (3) 清掃残渣物の収集

清掃残渣物は、受入槽、貯留槽等から収集し、汚泥処理業者「茨城県北茨城市 新和企業有限会社」の運搬車に積み込むものとする。

### 2 完了報告

完了報告は、本仕様書第2章4提出書類(4)(5)(6)に規定する提出図書を添付するものとする。

### 3 清掃実施時期

業務は、施設の搬入停止日(第2・第4土曜日又は日曜日)に行うものとし、原則9月と3月に実施するものとする。但し、施設等の状況により9月又は3月に実施することが困難な場合は、委託者、受託者の双方で協議し実施日を決定するものとする。

また、実施日を汚泥処理業者へ連絡すること。

### 4 提出書類

#### (1) 現場代理人及び主任技術者選任通知書

#### (2) 委託業務着手届

#### (3) 工程表

#### (4) 業務完了通知書・・・・・・・・・・・・・・・・1回目、2回目

#### (5) 危険・有害ガス測定記録・・・・・・・・・・1回目、2回目

#### (6) 写真(清掃作業箇所ごとに、作業前、作業中、完了後)

### 第3章 特記事項

#### 1 現場管理

受託者は、清掃受託期間中の清掃方法を十分把握し、清掃に用いる機器の設置場所については、委託者と協議し、その指示に従うこと。

#### 2 臭気対策

受託者は、清掃作業中に発生する臭気については、万全の対策を行うこと。

#### 3 安全対策

受託者は、清掃作業中の労働災害、酸素欠乏、硫化水素中毒、引火性ガスによる爆発等の安全対策については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等、その他関係法規を遵守するとともに、作業者に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。

#### 4 常備器具

受託者は、清掃作業中、次の器具を必要数常備すること。

- (1) 自動警報機付き酸素濃度測定器
- (2) 自動警報機付き硫化水素濃度測定器
- (3) アンモニアガス、メタンガス濃度測定器（検知管式可）
- (4) 空気呼吸器
- (5) 酸素呼吸器
- (6) 送気マスク
- (7) 送排風機
- (8) 安全帯
- (9) 命綱
- (10) 梯子
- (11) ポータブル型非常用発電機
- (12) 投光器
- (13) コードリール
- (14) 清掃用具
- (15) バリケード
- (16) 救急用具及び非常用酸素発生器
- (17) その他清掃作業に必要な器具類

#### 5 清掃作業中の遵守事項

- (1) 受託者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者の中から、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下「作業主任者」という。）を必ず1名選任すること。
- (2) 受託者は、清掃作業中、監視人を必ず1名配置し、常時監視させること。

- (3) 受託者は、清掃作業方法については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則及びその他関係法規を遵守するとともに、別途委託者の清掃作業指示票並びに清掃作業要領に基づいて行うこと。
- (4) 委託者は、清掃作業指示票を清掃作業箇所ごとに作成し、作業前日までに、委託者の担当職員と受託者の作業主任者とが、その内容について打ち合わせ協議するものとする。
- (5) 受託者は、測定器具等を定期的に検査し、校正等を行い、その内容結果を委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、換気機器及びコードリール等の電気配線の断線の有無を確認すること。
- (7) 受託者は、各1回の清掃及び清掃残渣物の積出しに際し、委託者より指示された作業時間を厳守し、その作業時間内に作業を完了しなければならない。

## 第4章 作業要領

### 1 作業開始前

- (1) 受託者は、清掃作業全般における指揮能力を持ち、かつ、第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任すること。
- (2) 受託者は、作業現場の実情を十分把握し、作業員の管理体制、作業体制及び非常時の救急体制等を十分に備えること。また、作業における届出連絡並びに立入禁止処置等について、事前に委託者と十分に打ち合わせすること。
- (3) 受託者は、作業当日の作業現場において、酸素濃度測定器、硫化水素濃度測定器、アンモニアガス並びにメタンガス濃度測定器、非常用発電機、携帯器具機材、避難救出用具等の点検整備を行い、正常に作動することを確認すること。
- (4) 受託者は、作業計画を立て、各器具の使用方法、非常時の処置を含めて、作業従事者全員に周知徹底させること。

### 2 換気

- (1) 受託者は、し尿及び汚泥等が十分排除された後、逆排気の換気装置等で槽内を換気すること。
- (2) 受託者は、槽内作業を行うにあたり、酸素濃度を測定し、18%以上の酸素があり、かつ、硫化水素濃度が5ppm以下であることを確認してから作業を開始すること。また、作業中も常に測定すること。
- (3) 受託者は、連続して作業中の送気を維持すること。
- (4) 受託者は、送気については、清掃作業車両等の排気ガスを吸引し、これによる中毒の危険が生じないように採気位置等に十分注意すること。

### 3 測定

- (1) 測定及び記録は受託者の作業主任者が行い、測定時の事故を防止するため、受託者は、

必ず監視人（補助者）を配置すること。

- （２）受託者の測定者は、保護具を装着せずに体の乗り入れ又は立ち入りをしてはならない。
- （３）受託者は、槽上部の開放したマンホール及びタンク等の開口部直下を測定する場合は、槽内部に立ち入らずに、上から測定器の検出端を吊り下げて行うこと。
- （４）受託者は、槽内に立ち入って測定する場合は、必ず空気呼吸器等の呼吸用保護具を装着して行うこと。
- （５）受託者は、槽内作業中常時測定を行い、作業開始前、作業中断後に再度作業を開始する前、作業員の身体及び換気装置等に異常があった場合には必ず測定すること。

#### ４ 清掃作業の実施にあたって

- （１）受託者は、槽内の十分な換気と有毒ガスの有無を確認後、槽外に最低１名以上の監視人（作業員）を配置して槽内での作業を常時監視させる一方、槽内に入る作業員については、転落の可能性があるときは、身体に安全帯、その他命綱等（合図用と共に救出用も兼ねた物）を結び付けて、万一の事故が発生した場合には、槽外に引き出せるようにすること。
- （２）受託者は、槽内の換気ができない場合または十分にできない場合等で、労働安全上必要な酸素及びガス濃度が保てない場合には、必ず空気呼吸器等の呼吸用保護具を装着して作業等を行うこと。

#### 【注 意 事 項】

ア 槽内作業にあたっては、通常のカスマスク、防塵マスク等は、酸欠防止に全く効力がなく、絶対に使用しないこと。

イ 槽内作業中は、常に自動警報機付きの測定器を使用して、ガス等の検知を行い、酸素濃度18%以下、または硫化水素濃度5ppm以上となったら直ちに作業を中止して槽外に出ること。

ウ 停電となった場合にも、直ちに作業を中止して槽外に出ること。

エ 槽内に堆積した汚泥、残渣物より硫化水素が大量に発生することがあるので、作業中は十分注意すること。

オ 受託者の監視人は、常時作業を常に監視し、異常の発見に努めること。また、非常の際においても代替りの監視人がいない場合には槽内部に入ってはならない。

なお、救出のために槽内部に入るものは、必ず酸素呼吸器又は空気呼吸器、命綱、その他必要な保護具を装着しなければならない。

カ 受託者は、万一の事故を想定し、事故発生時の連絡先等の対策を予め定めて、速やかにその処置ができるようにすること。